

避難指示区域の見直し前後の変化（2/2）

	生活環境整備事業	×	○ (注7)	○ (注7)	○	
復興再生事業 予算	帰還・再生加速事業	—	○	○	○	復興・再生事業の 加速化
復興再生事業 税(事業者向け)	設備投資の特別償却等又は税額控除	×	×	○	○	優遇された事業 環境の実現(帰還 困難区域を除く)
	被雇用者への給与等の税額控除	×	×	○	○	

(注1)市町村が認める範囲において一時立入りが可能。大熊町、富岡町、浪江町及び双葉町では、通年オープン制（住民が希望する日に毎月（1月及び4月を除く）1回の一時立入り）が実施されている。

(注2)市町村の申請に基づき、原子力災害現地対策本部の確認を経て実施することができる。年末年始、GW及びお盆で、合計1,870名の宿泊者の実績（実施市町村：川内村、田村市、南相馬市、飯館村、葛尾村及び川俣町）。

(注3)原則として避難指示解除準備区域が対象。居住制限区域においても、要件を満たす場合は、市町村長と原子力災害現地対策本部長との協議の上、実施可能。

(注4)例外的に認められる復旧・復興に不可欠な事業及び居住者を対象としない事業（金融機関、廃棄物処理、ガソリンスタンド、製造業等）については、所定の手続きを経た上で事業活動が可能。

(注5)原則として居住者を対象とする事業は不可だが、病院、福祉・介護施設、飲食業、小売業、サービス業等については、施設の新築や補修、資機材の搬入、在庫管理等、事業の実施に向けた準備作業は可能。

(注6)稲の作付け制限及び除染の状況を踏まえて対応。居住制限区域においては、農地の保全管理の外、地域の営農再開に向けた、市町村等の公的機関の関与の下で行う作付け実証等は可能。

(注7)避難指示解除準備区域等の復興及び再生のために必要と認められる場合に限る。

内閣府「避難指示区域の見直しについて」より作成